## 【用語解説】 (五十音順)

NO		用語	説明
1	あ行	EPDS	エジンバラ産後うつ病質問票(Edinburgh Postnatal Depression Scale)。妊産婦のうつ病のスクリーニングの一つとして、国内外で広く使用されている自己記入式質問票。日本では9点以上の産婦を高得点群とし継続支援の対象としている。
2		ウェルネス	単に運動や栄養、休養だけでなく、幅広く生きがい、人間 関係、生活環境などの要素をバランスよく保ち、より積極 的で創造的なライフサイクルに向けて行動すること。
3	か行	学童期	本計画では、6歳から12歳までの年齢期と定義する。
4		かこがわ教育ビ ジョン	教育基本法第17条第2項に基づき、教育基本法に示された 教育の理念の実現に向けて、今後目指すべき教育の姿を明 らかにするとともに、取り組むべき施策を総合的・計画的 に推進するもの。
5		加古川市子ども・ 子育て支援事業計 画	すべての子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育 てができる社会を目指した「子ども・子育て支援制度」を 踏まえ、本市における子ども・子育て支援に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するもの。
6		加古川市総合計画	加古川市の長期的なまちづくりの基本的方向や施策を総合 的・体系的に示し、市政を推進する上で指針となるもの で、「基本構想」と「総合基本計画」から構成されてい る。
7		家族計画	それぞれの家庭の事情に応じて、夫婦が子どもの人数や出 産間隔など妊娠・出産に計画性をもたせること。
8		健康日本21	急速な高齢化や生活習慣の変化を受け、健康寿命の延伸などを目的とした21世紀における国民健康づくり運動のこと。加古川市では平成25年度から第2次計画が開始となった。
9		合計特殊出生率	その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計 したもので、1人の女性が平均して一生の間に産む子ども の数のこと。
10		子育て援助活動支 援事業(ファミ リーサポートセン ター)	「子どもを預かってほしい人」と「子どもを預かりたい人」が会員になって、お互いの理解と協力のもとに、地域のなかで育児のボランティア活動を有料で行う会員組織のこと。
11	さ行	産後うつ病	産後に発症するうつ病で、約10~15%に生じるといわれている。不眠や気力減退など、うつ病と基本的には変わらない症状を示す。原因は産後のホルモンバランスの変化や生活環境のストレスが関係しているが詳細は不明。
12		産後家事ヘルパー 派遣事業	出産後で体調不良等により、家事や育児が大きな負担と なっている家庭に対して、家事へルパーを派遣し、家事や 育児等の援助を行うことにより、母親の精神的、身体的負 担を軽減し、産後の生活を支援する。

	1	I. v
13	自己肯定感	自尊感情ともいう。自分を肯定的に捉える感情を意味し、 自分を価値ある存在とし大事に思う気持ち。自分以外の相 手や動植物などを大切にする気持ちにもつながる。
14	死産	死産の届出に関する規定2条に規定する妊娠満12週(第4 月)以後の死児の出産をいう。
15	思春期	本計画では、13歳から19歳までの年齢期と定義する。
16	自然増減数	出生数から死亡数を減じたもの。
17	児童虐待	保護者や同居人が、児童に対して、①身体に外傷が生じ、 又は生じる恐れのある暴行を加えること、②わいせつな行 為をすること又はさせること、③心身の正常な発達を妨げ るような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと、④著 しい暴言又は拒絶的な対応等、著しい心理的外傷を与える 言動を行うこと。 (児童虐待の防止等に関する法律第2条)
18	歯肉炎	歯肉(歯ぐき)の炎症で、主な症状は歯ぐきの腫れや出血など。原因はプラーク(歯垢)であり、歯磨きにより予防できる。思春期はホルモンの影響や不規則な生活習慣等により歯肉炎をおこしやすい。
19	周産期死亡	妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡をあわせたものをいう。 出産千対周産期死亡率=(妊娠満22週以後の死産数+早期新生児死亡数)/(出生数+妊娠満22週以後の死産数)×1,000
20	出生率	人口千対の出生数 出生率=(出生数)/(人口)×1,000
21	受動喫煙	たばこを吸わない人が自分の意志とは関係なく、たばこの 煙を吸わされること。
22	小児救急電話相談 (#8000)	全国同一の短縮番号(#8000)により、休日・夜間の子ど もの急な病気について小児科医師や看護師へ電話相談でき る。厚生労働省の小児救急電話相談事業。
23	食育	健全で豊かな食生活を送る能力を育てようとするもの。ひいては人生を豊かに力強く、強く生き抜く能力につながっていくものである。 (食育基本法)
24	人口置換水準	人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と 同数で置き換わるための大きさを表す指標のこと。
25	新生児	生後28日未満の乳児のこと。そのうち、生後1週間未満を 早期新生児という。
26	新生児訪問	新生児のいる家庭に保健師または助産師が訪問し、養育上 必要な相談・保健指導を行う。
27	成人期	本計画では、20歳から64歳までの年齢期と定義する。

28		痩身傾向児	性別・年齢別・身長別標準体重から求めた肥満度がマイナ ス20%以下の体重の児童をいう。
29		育てにくさ	子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。(育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。)「健やか親子21(第2次)」検討会報告から抜粋
30	た行	低出生体重児	出生時の体重が2,500g未満の児。
31		特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが 特に必要と認められる妊婦。 (児童福祉法第6条の3第5項)
32	な行	乳児家庭全戸訪問 事業	児童福祉法に基づく事業。本市では保健師、助産師、看護師が生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を訪問し、 育児に関する情報提供、養育環境等の把握を行い、育児の 悩みに対応するなどの支援を行っている。
33		乳児死亡率	生後1年未満の死亡を乳児死亡といい、出生千対で表したものを乳児死亡率という。
34		乳幼児	乳児(1歳未満)及び就学前の幼児のこと。
35		乳幼児揺さぶられ 症候群	赤ちゃんが、どうしても泣き止まない時などに、赤ちゃん の頭を前後にガクガクするほど激しく揺さぶることによっ て、脳障害が起きること。
36		妊産婦	妊娠中及び出産後1年以内の女性のこと。
37		妊産婦死亡	妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性の死亡をいう。 妊産婦死亡率=(妊産婦死亡数)/(出生数+死産数)×100,000
38		妊娠届出	母子保健法では、妊娠した者は速やかに市町村へ妊娠の届 出をすることとし、届出をした者に対して市町村は母子健 康手帳を交付することと明記している。
39		妊婦健康診査公費 負担制度	本市に住所を有する妊婦を対象に、医療機関等で受診した 妊婦健康診査に係る費用の一部を助成している。
40		妊婦歯科健康診査 事業	本市に住所を有する妊婦に妊娠期間中に、協力医療機関での歯科健診の受診を勧奨し、健診費用の一部を助成している。妊婦及び生まれてくる子の予防歯科への意識を高め、口腔衛生の向上を図ることを目的にしている。
41	は行	ハイリスク家庭	保護者の状況、子どもの状況、養育環境に何らかの問題を 抱え、それを放置することで養育が困難な状況に陥る可能 性がある家庭のこと。リスク要因には母親の疾患、低出生 体重児や発達の遅れ、未婚や夫婦不和、生活困窮などがあ げられる。
42		肥満傾向児	性別・年齢別・身長別標準体重から求めた肥満度がプラス 20%以上の体重の児童をいう。

43		肥満度	(体重(kg)-身長別標準体重(kg)) ÷身長別標準体重(kg) ×100 で算出されます。
44		母性健康管理指導 事項連絡カード	働く妊産婦が通勤緩和や勤務時間の短縮、勤務内容の変更などが必要な場合、主治医から指導を受けた内容を伝えるため事業主に提出するカード。
45	ま行	マタニティマーク	妊産婦が交通機関などを利用する歳に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくすることで、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。
46	や行	養育支援ネット	未熟児等、養育上支援を必要とする妊婦や乳幼児家庭を早期に把握し支援していくために、医療機関等と保健行政機関をつなぐ母子保健医療情報提供システム。
47		要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当で あると認められる児童。 (児童福祉法第6条の3第8項)
48		要保護児童対策地域協議会	要保護児童や要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)及びその保護者、又は特定妊婦等を対象に、適切な保護や支援を行うために、情報交換や支援内容等の協議を行うことを目的に、関係機関の参画を得て市町が設置する協議会。 (児童福祉法第25条の2)